

# 日本機能水学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、日本機能水学会 [The Japanese Society for Functional Water(JSFW)] と称する。

第2条 本会は、機能水および関連領域の科学の進歩とその普及を図るとともに、会員相互の交流および国際的な学術交流に寄与することを目的とする。

機能水の定義は、「人為的な処理によって再現性のある有用な機能を獲得した水溶液の中、処理と機能に関して科学的根拠が明らかにされたものおよびされようとしているもの」とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 日本機能水学会誌（機能水研究；The Journal of Functional Water）、学術図書などの刊行
- 2) 年次学術大会、支部会・分科会、講演会、ワークショップ、講習会・研修会などの学術集会の開催
- 3) 国内外の関連学会、関係機関との連絡協力
- 4) 研究および業績の表彰
- 5) その他本会の目的の達成に必要な事業

第4条 本会の事務局は、理事会の議を経て理事長が指定する場所に置き、学会誌に明示する。

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員
- 2) 学生会員
- 3) 外国会員
- 4) 賛助会員
- 5) 名誉会員
- 6) 特別会員

第6条 正会員は、本会の趣旨に賛同する機能水および関連領域の研究者またはこれに関心をもつ個人で、所定の年会費を納める者とする。

第7条 学生会員は、本会の趣旨に賛同する大学院、大学およびこれらに準ずる教育研究機関の院生・学生で、所定の年会費を納める者とする。

第8条 外国会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の年会費を納める日本国外居住の外国人とする。

第9条 賛助会員は、国内外を問わず、本会の目的に賛同し、その事業を後援するために所定の年会費を納める団体または個人とする。

第10条 名誉会員は、細則に則り選出される。

第11条 特別会員は、情報の提供により機能水に関する正しい知識の普及に寄与すると判断される団体

で、理事会の議を経て決定する。

第12条 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出する。入会の可否は理事会の議を経て決定する。

第13条 退会を希望する者は、退会届を事務局長に提出し、年会費の未納がある場合にはこれを完納しなければならない。

第14条 会員は、次のいずれかに該当する場合はその資格を喪失する。

- 1) 退会者
- 2) 納入催告を無視した会費滞納および本会に対する運営妨害または名誉毀損により、理事会において除名が議決された会員

第15条 会員は、総会に出席し、会誌の配布を受け、研究成果を学術集会および学会誌に発表することができる。

第16条 年会費は前納制とする。年会費の改定は理事会の議を経て総会において決定する。

## 第3章 役員および評議員

第17条 本会に次の役員（理事、監事）および評議員を置く。

- 1) 理事 15名以上20名以内
- 2) 監事 2名
- 3) 評議員 40名以上50名以内

第18条 理事は正会員の中より細則に則り選出する。

第19条 理事長は理事の互選によって選出する。

第20条 副理事長は理事の中より理事長が選任する。

第21条 事務局長は理事の中より理事長が選任する。

第22条 監事は、理事を除く正会員の中より細則に則り選出する。

第23条 評議員は、正会員の中より細則に則り選出する。

第24条 理事、監事、評議員の任期は3カ年とする。なお、理事、監事の重任は2回までとする。

第25条 理事、監事および評議員に欠員が生じた場合は、理事長は正会員の中より候補者を推薦し、理事会の承認を受けて補充することができる。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第26条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

第27条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障のあるときはその職務を代行する。

第28条 事務局長は、理事長および副理事長を補佐し、

事務局を統括する。

第 29 条 理事は、理事会を構成し、本会の会務を審議決定し、会務を執行する。

第 30 条 監事は、本会の事業、資産および経理を監査する。

第 31 条 評議員は、評議員会を構成し、理事長の諮問に応じて会務に対する答申を行う。

#### 第4章 会議

第 32 条 本会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 評議員会
- 4) 特別委員会
- 5) 専門委員会
- 6) その他理事会の必要と認める会議

第 33 条 総会は、本会の最高議決会議であり、理事長が年 1 回招集する。理事長はその議長となり、本会の事業報告と収支決算および事業計画と収支予算、その他本会の重要業務について審議決定する。会員の 1/10 以上の出席をもって成立する（ただし、委任状により権限を委任した場合も出席とみなす）。議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 34 条 理事会は、理事長が定例として年 2 回以上招集する。ただし、理事総数の 1/3 以上または監事より、審議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときには、その日から 3 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第 35 条 理事会は、理事長が議長となり、本会の事業、運営、財務について審議決定する。理事総数の過半数の出席をもって成立する（ただし、委任状により権限を委任した場合も出席とみなす）。議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 36 条 評議員会は、毎年 1 回理事長が招集する。評議員総数の過半数の出席をもって成立する（ただし、委任状により権限を委任した場合も出席とみなす）。評議員会は理事長の諮問に応え、または理事長に対し意見を述べることができる。なお、臨時評議員会は、理事長が必要と認めたとき開催できる。

第 37 条 特別委員会として、学会あり方委員会、選挙管理委員会を置く。なお、理事会の議を経て他の特別委員会を置くことができる。各特別委員会の長は、理事の中より理事長が選任する。各委員長は、細則に則り委員を推薦し、理事長が委嘱した委員をもつ

て委員会を構成する。特別委員の任期は 3 カ年とし、重任を特に制限しない。

第 38 条 専門委員会は、理事会の会務執行を補佐するもので、理事会の議を経て設立できる。各専門委員会の長は、理事の中より理事長が選任する。各委員長は、細則に則り委員を推薦し、理事長が委嘱した委員をもって委員会を構成する。専門委員の任期は 3 カ年とし、重任を特に制限しない。

#### 第5章 支部会および分科会

第 39 条 本会は、理事会の議を経て地域別に支部会を置くことができる。支部会は、地区別の学術集会を企画、運営する。

第 40 条 本会は、理事会の議を経て分科会を置くことができる。分科会は、分野別の課題について検討し、学術集会を企画、運営する。

#### 第6章 学術集会および学会誌

第 41 条 本会は、理事会の議を経て、次の集会を開催する。

- 1) 年次学術大会
- 2) 支部会・分科会
- 3) 講演会
- 4) ワークショップ
- 5) 講習会・研修会
- 6) その他理事会で決定した集会

第 42 条 学会誌は、細則に則り刊行する。

#### 第7章 資産および会計

第 43 条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 財産目録記載の財産
- 2) 会費
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 資産から生じる収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

第 44 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 45 条 本会に対する寄付または補助金などは、理事会の議を経て受けることができる。

#### 第8章 会則の変更および細則

第 46 条 この会則の変更は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 47 条 細則の制定および変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会において決定する。

#### 附則

1. この会則は、平成 14 年 9 月 13 日より施行する。
2. この会則は、平成 15 年 6 月 21 日に改定した。

# 日本機能水学会細則

## 第1章 総則関係

### 第1条 事務局

- 1) 本会は、事務局を一般財団法人機能水研究振興財団（東京都品川区上大崎2丁目20番8号）内に置く。
  - ① 本会の会務を統括するため、理事長は理事の中から事務局長を選任する。
  - ② 本会の事務を処理するため、必要な事務局員を置く。
  - ③ 事務局員は、理事会の承認を踏まえ理事長が選任し、一般財団法人機能水研究振興財団の了解を得て委嘱する。
- 2) 事務局の業務は以下の通りとし、分掌理事の協力を得て事務局長が統括する。
  - ① 会員の入退会、名簿について管理する。
  - ② 会員の会費納入について管理する。
  - ③ 本会の一般会計、特別会計を管理する。
  - ④ 本会の運営上の文書作成・発送・管理を行なう。
  - ⑤ ホームページなど広報文書を管理する。
  - ⑥ その他、本会の事業遂行に必要な事務的業務を行なう。

## 第2章 会員関係

### 第2条 会員の義務

- 1) 正会員、学生会員、外国会員および賛助会員は、毎年3月までに所定の年会費を納入しなければならない。名誉会員および特別会員は、年会費納入を必要としない。

- 2) 年会費は次のとおりとする。

- ① 正会員 5,000円
- ② 学生会員 3,000円
- ③ 外国会員 個人40US\$、団体300US\$
  - ① 賛助会員 50,000円（1口）

### 第3条 会員の権利

- 1) 会員は、総会、学術集会など本会が開催する行事に有償または無償で参加できる。ただし、年会費未納の場合は非会員扱いとなる。
- 2) 会員は、日本機能水学会誌（「機能水研究：The Journal of Functional Water」）の無償配布および本会が刊行する学術図書や資料等の有償または無償の配布を受けることができる。

### 第4条 名誉会員

- 1) 名誉会員の称号は、満70歳に達した会員で、次の各号のうち、3項以上の条件を満たすものについて

学会あり方委員会が候補者を選考し、理事会・評議員会・総会の承認を経て授与する。

- ① 機能水および関連領域の科学の進歩、あるいは本会の発展に著しく寄与したもの。
- ② 本会の学術集会において、顕著な業績を発表したもの。
- ③ 本会の評議員として通算9年以上就任したもの
- ④ 本会の役員に就任したもの。
- ⑤ 本会の学術集会長、支部長、分科会長に就任したもの。

- 2) 機能水および関連領域の科学の進歩、あるいは本会の発展に著しく貢献したものに対しては、前項の規定にかかわらず、理事会で選考し、評議員会・総会の承認を経て授与することができる。

- 3) 名誉会員に選出され受諾した者は、会費を納めることを要しない。

### 第5条 特別会員

- 1) 理事会の承認を経て選出される。
- 2) 特別会員に選出され受諾した団体は、入会金および会費を納めることを要しない。

## 第3章 役員および評議員関係

### 第6条 役員（理事、監事）の選出

- 1) 理事会は、若干名の理事と評議員からなる役員選挙管理委員会を組織し、役員候補者を諮問する。

- ① 役員選挙管理委員会は、3年毎に役員候補者推薦の公示を行う。公示は当該年前年の11～12月を原則とする。

- ② 推薦される役員候補者は次のとおりとする。

- ・役員候補者の資格は、評議員で、評議員1名の推薦のあるものとする。なお評議員は、同時に2名までの候補者を推薦することができる。
- ・推薦された役員候補者は、選考年の2月末日までに、所定の用紙に記載して役員選挙管理委員会へ届け出るものとする。

- ③ 役員選挙管理委員会は、専門的分野、地域および学術的活動性などを勘案して、役員候補者を理事会へ答申する。

- 2) 理事会は、役員選挙管理委員会からの答申候補者のほかに、若干名の役員候補者を推薦することができる。

- 3) 役員は、理事会が推薦し、評議員会・総会の承認を得るものとする。

4) 理事長は、2名以内の副理事長を置くことができる。

#### 第7条 評議員の選出

1) 理事会は、若干名の理事と評議員からなる評議員選挙管理委員会を組織し、評議員候補者を諮問する。

① 評議員選挙管理委員会は、3年毎に評議員候補者推薦の公示を行う。公示は当該年前年の11～12月を原則とする。

② 推薦される評議員候補者は次のとおりとする。

・評議員候補者の資格は、正会員で、会員1名の推薦のあるものとする。なお会員は、同時に3名までの候補者を推薦することができる。

・推薦された評議員候補者は、選考年の2月末日までに、所定の用紙に記載して評議員選挙管理委員会へ届け出るものとする。

③ 評議員選挙管理委員会は、専門的分野、地域および学術的活動性などを勘案して、評議員候補者を理事会へ答申する。

2) 理事会は、評議員選挙管理委員会からの答申候補者のほかに、若干名の評議員候補者を推薦することができる。

3) 評議員は、理事会が推薦し、評議員会・総会の承認を得るものとする。

#### 第8条 役員および評議員の定年

役員および評議員は、満70歳の誕生日を迎えた当該年度末をもって任期を満了する。

### 第4章 会議関係

#### 第9条 特別委員会の構成

1) 特別委員会は、理事5名、評議員4名の9名で構成される。

2) ただし、役員選挙管理委員会委員と評議員選挙管理委員会委員を兼任できない。

#### 第10条 専門委員会の構成

1) 理事、評議員で構成される。委員数は10名までを原則とする。

2) 理事長ならびに委員長の判断で、理事・評議員でない会員を参画させることができる。

### 第5章 支部会および分科会関係

#### 第11条 支部会

1) 原則として、全国を、北海道、東日本、東海、関西、西日本、四国、九州の7地域に分け、各々を支部とする。

2) 各支部に支部長を置く。

#### 第12条 分科会

1) 学術的また機能的分野に分け、各々に分科会を設ける。

2) 各分科会に分科会長を置く。

### 第6章 学術集会および学会誌関係

#### 第13条 学術集会の開催

1) 学術集会は、平成 年度第 回日本機能水学会学術大会と平成 年度第 回支部名日本機能水学会学術部会（既存の第 回研究会などの名称）をいう。

2) 年次学術大会長は、学会あり方委員会で候補者を選考し、理事会・評議員会・総会の承認を経て選任する。

3) 学術部会の組織や運営については、当該団体に一任する。

4) 学術大会は、毎年1回秋期に開催する。学術部会は、できる限り秋期以外に開催することを原則とする。

5) 学術集会における研究発表は、会員に限る。但し、会員の知識の向上などを目的に行われる講演などで、学術集会の主宰者が要請する場合はその限りでない。

6) 学術集会への参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

7) 学術集会において発表された内容の要旨は、学会誌に掲載する。

8) 各分科会の学術集会については、第 回学会/研究会名（平成 年度第 回日本機能水学会分科会）とする。ただし、その組織や運営については、当該団体に一任する。

#### 第14条 学会誌

1) 学会誌は、「機能水研究 (The Journal of Functional Water)」と呼称する。

2) 学会誌は年2回以上発行する。

3) 学会誌は、会員に無償で配布する。

4) 会員は、学会誌へ別に定める日本機能水学会誌投稿規定により、投稿することができる。

### 附則

1. この細則は、平成15年6月21日から施行する。

## 日本機能水学会内規

- 役員ならびに委員会委員は、無報酬とする。但し、会務のために要した費用は支弁することができる。
- 総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。学術大会時に開催するのが本来だが、当面は春期の他の学術集会にあわせて開催する。
  - 総会に向けての議事の承認や報告の順は、理事会→評議員会→総会である。
- 定例理事会は、総会時と年次学術大会時の年2回開催することを原則とする。
- 評議員会は、総会時に開催することを原則とする。
- 特別委員会は、当面、学会あり方委員会、選挙管理委員会の二つにする。
  - 選挙管理委員会：理事会の諮問に応え、役員・評議員候補者を答申する。
  - 学会あり方委員会：理事会の諮問に応え、名誉会員候補者、学術大会長候補者、褒賞授賞候補者、会則関係並びに学会のあり方や学術的な倫理、社会的貢献を答申する。褒賞選考規定（細則）を作成する。
- 専門委員会は、当面、財務・庶務委員会、学術委員会、技術・標準化委員会、学会誌委員会とする。
  - 財務・庶務委員会：事務局と一体化し、財務、学術大会、広報、渉外関係などを所管する。
  - 学術委員会：講演会、ワークショップ、学術企画などを所管する。
  - 技術研究・標準化委員会：技術関係の情報入手と本会の研究指針、用語・評価法ならびに講習会・研修会などを所管する。
  - 学会誌委員会：学会誌を所管する。日本機能水学会誌投稿規定（細則）を作成する。レフェリー制とする。
- 他の委員会設置の必要性がある場合は、上記委員会の所管とする「小委員会」を設け、補完することを原則とする。ただし、委員会名には「小」は附記しない。
  - 機能水連絡会議：H14.11.8に発足した機能水連絡会議は、財務・庶務委員会所管の小委員会「機能水連絡委員会」とする。→庶務・財務委員会の諮問に応じて、本学会の事業の円滑な推進を図るために機能水に係わる諸団体との連絡を図り、その情報について報告するとともに、相互調整に関して答申する。その構成は、本会の各種委員会、機能水研究振興財団、各研究会/学会、企業協議会とする。
- 理事、委員の旅費・宿泊費
  - ①理事会・委員会に出席した場合、最寄新幹線駅—東京駅（会議開催地）間の新幹線（普通車）の往復運賃、もしくは最寄空港間の往復航空運賃に一律2,000円を加えて支給する。
  - ②最寄駅が在来線の場合は、その距離を新幹線にあてはめた額を支給する。
  - ③都内（会議開催地）近隣の場合には、2,000円を支給する。
  - ④学術集会にあわせて開催される理事会・委員会については、交通費は支給しない。
  - ⑤宿泊を必要とする場合は、1泊10,000円を支給する。ただし、学術集会にあわせて開催される理事会・委員会については支給しない。
- 委員長は副委員長および議事録作成者を指名する。
- 理事会、総会の議事録は、事務局長が作成する。
  - ・原則として全ての情報は、事務局長・会長が把握する。
  - ・担当理事は、発案事項などを含めて事務局長・会長への連絡を密にする。
  - ・公式文書の発行と保存は会長・事務局長の責任において行う。
  - ・任期終了後は事務局が保存する。
- 役員、評議員、委員の任期は3カ年であるが、これは会計年度ではなく、次のメンバーが決定するまで継続する。
- 年次学術大会は、東京、東京以外の地域で交互に開催することを原則とする。
- 新入会希望者は、理事会承認まで仮入会者とする。
- 年会費が前納制であることに基づき、学会誌等の配信は、年会費納入者に優先的に行う。1年間納入がない場合は、暫定処置として配信を停止する。
- 理事、評議員の選考に当たって、任期を全うできないことが明らかな者は、できるかぎり辞退願う。
- 支部会ならびに分科会は、各団体の背景、過去の経緯などもあり、その意向を尊重し柔軟に対応する。